

## 27 重度の障害のある方が受けられる医療費の助成は

重度の障害のある方が必要な医療を安心して受けられるよう医療費の自己負担額を助成する制度があります。

### 1 支給対象者

- (1) 特別児童扶養手当1級に該当する方
- (2) 身体障害者手帳1、2級所持者及び3級（内部障害）を所持する方
- (3) 療育手帳Aを所持する方（職親に委託されている方で、療育手帳Bを所持する方を含む。）
- (4) 精神保健福祉手帳1級を所持する方

ただし、支給対象者又はその配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定限度以上ある場合は助成されません。

また、生活保護を受けている方は別途医療費の助成制度があります。

※各市町村で、支給対象者が若干異なりますので、市町村窓口にお問い合わせください。

### 2 申請方法

支給認定を受けたい方は、各市町村の医療費助成窓口で決められた書類を提出し、障害者医療費受給者証の交付を受けてください。

### 3 医療費の支給

障害者医療費受給者証と決められた様式の申請書を保険証に添付して利用された医療機関の窓口へ提出し、自己負担分を支払いますと、後日支払った金額が市町村から助成されます。

〔問い合わせ先〕

- ・各市（社会）福祉事務所又は町村障害福祉担当課